

## Ⅱ 農福連携の推進について

### 1 提言の背景

#### (1) 我が国の農福連携を取り巻く状況

近年、農業分野と福祉分野が連携した「農福連携」の取組が各地で盛んになっている。政府が定めた「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）では、障害者等が、希望や能力、障害の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備するため、農福連携の推進が盛り込まれている。

また、平成31年4月に「農福連携等推進会議」が設置され、令和元年6月には、取組の方向性を示した「農福連携等推進ビジョン」がとりまとめられた。国は当該ビジョンにおいて、農福連携に取り組む主体数について、令和元年度末（4,117主体）からの5年間で新たに3,000主体を創出することを目標としている。

こうした農福連携の取組は、農業経営体における労働力の確保や売上増加に加え、障害福祉サービス事業所における利用者の賃金・工賃の向上や障害者の心身状況の改善など、農業と福祉の双方に良い効果をもたらすことが明らかになっており、今後も、より一層の推進が求められている。

#### ① 人口減少・少子高齢化の進行

2015年国勢調査において、同調査開始以来初めて人口が減少に転じる人口減少社会が到来した。生産年齢人口の減少により、全国的に人手不足の深刻化が進み、日常生活や事業のために必要な人材が各分野・各地域で確保できなくなり、生活を支えるサービスの供給や地域の経済活動の制約要因となるおそれがある。

#### ② 障害者を取り巻く状況

令和4年版厚生労働白書によると、全国の障害者の総数は964.7万人で、人口の約7.6%に相当し、障害者数全体は増加傾向にある。障害者の雇用義務がある民間企業で雇用されている障害者の実人員は、令和3年6月現在、約50万人となっており、雇用者数は、18年連続で過去最高を更新している。

また、令和3年1月の国保連データによると、就労継続支援A型事業所の利用者は約7.6万人、B型事業所の利用者は約28.2万人である。

障害者雇用は確実に進展しているものの、法定雇用率達成企業割合が47.0%にとどまっていること、さらに、雇用障害者が0人である企業が法定雇用率未達成企業の57.7%を占めることから、就業先がないため、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある障害者もいることが懸念される。

さらに、就労しても収入面で課題がある。厚生労働省によると、就労継続支援A型事業所では、令和2年度の月額平均賃金（賃金）が79,625円で、B型事業所では15,776円であり、これだけでは自立した生活を維持するには厳しい金額である。

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組として、真に機能するには、農業側と福祉側双方の理解促進や賃金向上の仕組みづくりが必須となる。

### ③ 農業を取り巻く状況

農業分野では従事者不足が深刻な課題である。農林水産省によると、令和2年の基幹的農業従事者数は136万人で、5年前に比べ39万人（22.3%）減少した。平均年齢は67.8歳と高齢化が進んでいる。耕地面積も年々減少しており、同年の耕地面積は437万haで、20年前より46万ha減少した。

## （2）本県における農福連携を取り巻く状況

農福連携は、農業経営体による障害者の雇用、障害者就労施設による農業参入や作業受託など、近年、様々な形での取組が見られる。

本県の取組の一例として、社会福祉法人白鳩会が1980年頃に農場を開き、障害者と一緒に畑作と畜産を始め、40年程取り組んでいる。同法人の中村隆一郎理事長を会長に、令和3年5月に大隅半島を拠点に農業や福祉に取り組む15法人・団体のほか、自治体の担当職員で構成する「大隅半島ノウフクコンソーシアム」が発足した。

また、同法人花の木農場は、ノウフク・アワード（※1）2020で初代グランプリを受賞しており、全国に冠たる農福連携の取組となっている。

### ① 人口減少・少子高齢化の進行

本県も2060年には、高齢者1人を現役世代1.1人で支える、いわ

ゆる「肩車」型の社会が到来することが推測されている。

本県の中山間地域等においては、人口減少や少子高齢化等により、地域コミュニティの維持が困難となるほか、農地や森林の荒廃など様々な課題に直面している。共生・協働の地域社会づくり、暮らしを支える生活機能の確保、自然と共生する地域づくり、地域産業の振興を支える人材の確保・育成や農林水産業の振興などに取り組み、将来にわたって安心して暮らし続けることができるような仕組みづくりを進めていく必要がある。

## ② 障害者を取り巻く状況

令和3年度末時点の障害者手帳所持者数は、約12.8万人となっている。障害者の雇用義務がある民間企業で雇用されている障害者の実人員は、令和3年6月現在、約4.3千人となっている。

また、令和3年2月の国保連データによると、就労継続支援A型事業所の利用者は約1.4千人、B型事業所の利用者は約6.9千人である。

収入面では、厚生労働省によると、就労継続支援A型事業所では、令和2年度の月額平均賃金（賃金）が全国平均より低い72,322円で、B型事業所では全国平均を上回る17,470円である。

法定雇用率達成企業割合は、61.6%と全国を14.6ポイント上回る一方で、雇用障害者が0人である企業は法定雇用率未達成企業の59.9%を占め、全国より2.2ポイント高い割合となっている。

## ③ 農業を取り巻く状況

農業は、本県の地域経済を支える基幹産業であり、令和2年の農業産出額は全国第2位である。特に、豚や肉用牛（黒毛和種）を中心とした畜産は、農業産出額の65%を占めている。温暖な気候や全国第2位の広大な畑地などを生かした野菜や花き、茶などの生産も盛んである。

また、本県の基幹的農業従事者は令和2年2月現在、3.8万人で、5年前に比べて28.4%の減少となっている。このうち、65歳以上の数は2.4万人で、全体の64.1%を占めている。

令和3年の耕地面積は11.3万haで、うち田は3.5万ha、畑は7.8万haとなっている。畑地率は68.8%で全国の45.6%に比べて極めて高い。令和2年の耕地利用率は92.2%で、全国の耕地利用率91.3%よりは高いが、平成17年の98.2%、平成27年の93%よりは低く、減少傾向となっている。

なお、同年の荒廃農地は1.7万haで直近5年では減少傾向にある。

### (3) 課題と取組の方向性

本県においては、「農福連携」という言葉が生まれる前から障害福祉分野における就労支援の場として、農業が取り入れられてきた。農業県という基盤、福祉関係者の情熱、地域の理解という条件がそろっていたからである。近年、就労意欲の向上、工賃（賃金）の向上、農産品（6次産業化※2商品）などを生み出すなどの成果が上がってきている。

農福連携の取組は、他の一次産業（林業・水産業等）や子ども食堂など地域活動とつながることで、経済活動の発展や地域貢献など新たな価値を創造する可能性がある。

さらに、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援など、様々な分野へウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることも重要である。

国の「農福連携等推進ビジョン」を新たな契機として、これまで県をはじめとする関係機関が行ってきた取組を、引き続き確かなものとして進めていくため、県所管部局の連携をより一層深め、官民を挙げて横断的な推進体制を構築し、展開・深化させていくことで、さらなる成果を上げることができると確信している。

以上の観点から、次のとおり提言する。

---

#### ※1 ノウフク・アワード

全国で農福連携に取り組んでいる団体・企業や個人を募集し、優れた取組をノウフク・アワードとして表彰。国民運動としての機運を高め、農福連携の全国的な展開につなげることを目的として開催。

#### ※2 6次産業化

農業者（1次産業）が、農畜産物の生産だけでなく、製造・加工（2次産業）やサービス業・販売（3次産業）にも取り組むことで、生産物の価値をさらに高め、農業所得の向上を目指す取組。

## 2 提言

### (1) 農福連携の実態把握

#### 多様な取組形態のある農福連携の現状把握

社会福祉法人による農業参入や農業法人等が障害者を直接雇用するなど、様々な形態のある農福連携の主体について、把握に努めること。

### (2) 相談・支援体制の強化

#### ① 本庁関係部署による情報共有

現在おこなわれている連絡会議について、一層の内容の充実に努めること。

#### ② 農業と福祉の連携のできる人材育成

農業の現場作業と障害者の就労の両方に通じた人材育成のため、2つの視点からの人材育成を求める。

##### i 農福連携技術支援者（いわゆる農業版ジョブコーチ）

国の設けた研修制度を活用するなど、農福連携に通じた人材として農福連携技術支援者を育成すること。

##### ii 農福連携コーディネーター

現在おこなわれている農福連携推進専門員によるコーディネーター業務について、農福連携の全県的な広がりや地域振興局・支庁単位でのきめ細かな支援のための体制づくりを行うこと。

#### ③ 6次産業化を支援するサポートセンターとの連携

現在活動中の6次産業化を支援するサポートセンターにおいては、農福連携現場から6次産業化商品を生み出すために、農福連携も視野に入れた活動も支援すること。

### (3) 推進体制の充実

#### ① 農福連携の取組の事例集の作成

新規参入や規模拡大の参考に資するため、先行の好事例をとりまとめること。

**② 農福連携の取組の情報発信**

先行の好事例を農業者や県民に広く知ってもらうため、ホームページやSNS等で情報発信を進めること。

**③ 農福連携マルシェ等の充実**

農福連携の生産品を障害者が対面で直接消費者に販売することは、就労意欲ややりがいの醸成のために大事なことであり、農福連携マルシェを始めとする様々な機会を増やすこと。

**④ 農業者が障害者等の特性を理解する研修会の充実**

農業分野における人手不足を少しでも解決するには、障害者の就労を進めることは1つの方策である。

しかし、実現するためには、農業の各場面での作業行程と障害者の特性に応じてできる作業とが一致することが大事であるので、農業者への理解を進めるための研修の場を設けること。

**⑤ 福祉施設等が農業に参入を希望する際の支援・研修の充実**

国の推進施策を追い風に、福祉施設等が新規に農業に参入したり、事業を拡大したりすることも考えられる。

その際に、施設側の要望を踏まえて、ハード・ソフト両面の支援策の情報提供などの的確な支援や研修などが受けられるような体制を整えること。

**⑥ 教育分野における農福連携の理解の促進**

農業大学校や農業高校、特別支援学校等において農福連携への理解が進むような取組を進めること。

# 1 農福連携等推進ビジョン

## 農福連携等推進ビジョン（概要）

### I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上等が期待

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められる

持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直し支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

### II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出\*

#### 1 認知度の向上

- ・定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- ・優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- ・農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- ・農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施

#### 2 取組の促進

##### ○ 農福連携に取り組む機会の拡大

- ・ワンストップで相談できる窓口体制の整備 ・スタートアップマニュアルの作成
- ・試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノック」の仕組みの構築
- ・特別支援学校における農業実習の充実
- ・農業分野における公的職業訓練の推進

##### ○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- ・農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- ・コーディネーターの育成・普及
- ・ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進

##### ○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- ・農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進
- ・障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- ・全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- ・農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- ・農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- ・障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化

##### ○ 農福連携に取り組む経営の発展

- ・農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- ・農福連携の特色を生かした6次産業化の推進 ・障害者就労施設等への経営指導
- ・農福連携でのGAPの実施の推進

### 3 取組の輪の拡大

- ・各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- ・障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待

### III 農福連携の広がり推進

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ

#### 1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の創設

#### 2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直しに向けた取組の推進

※ 令和6（2024）年度までの目標

【農林水産省ホームページより】

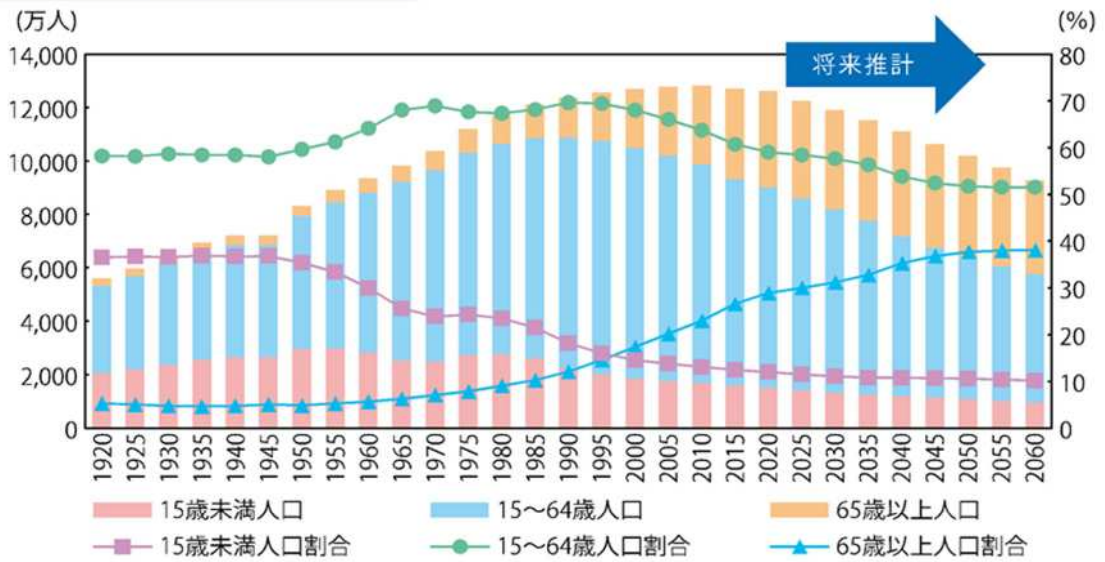


## 2 人口の推移

『かごしま未来創造ビジョン

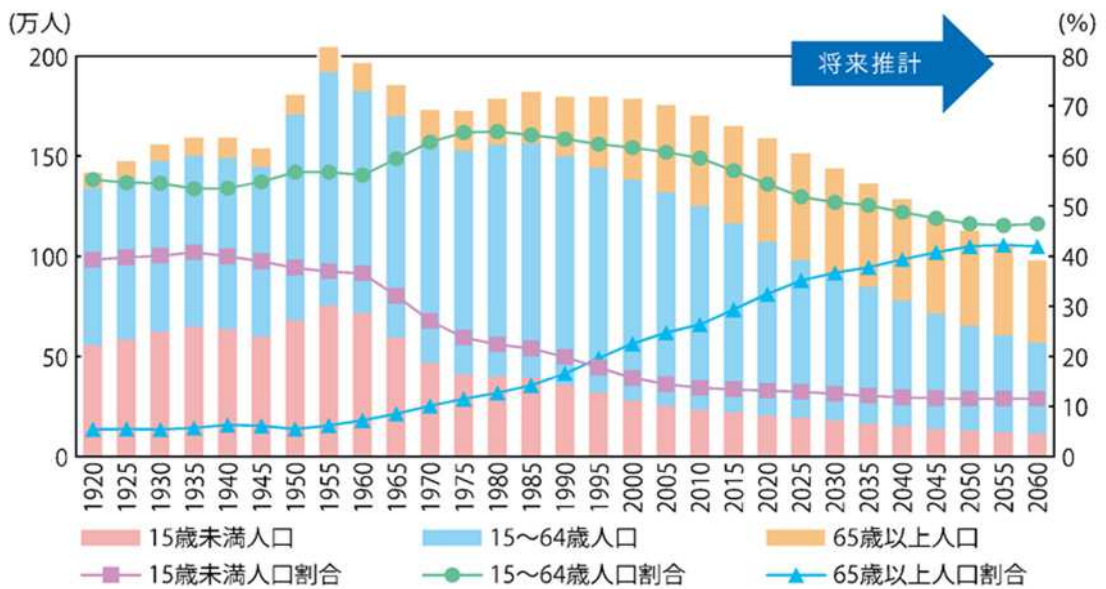
～誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島～（令和4年3月改訂版）』（抜粋）

### 年齢3区分別人口の推移【全国】



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」  
2045年以降は社人研推計に基づき、まち・ひと・しごと創生本部が推計

### 年齢3区分別人口の推移【県】

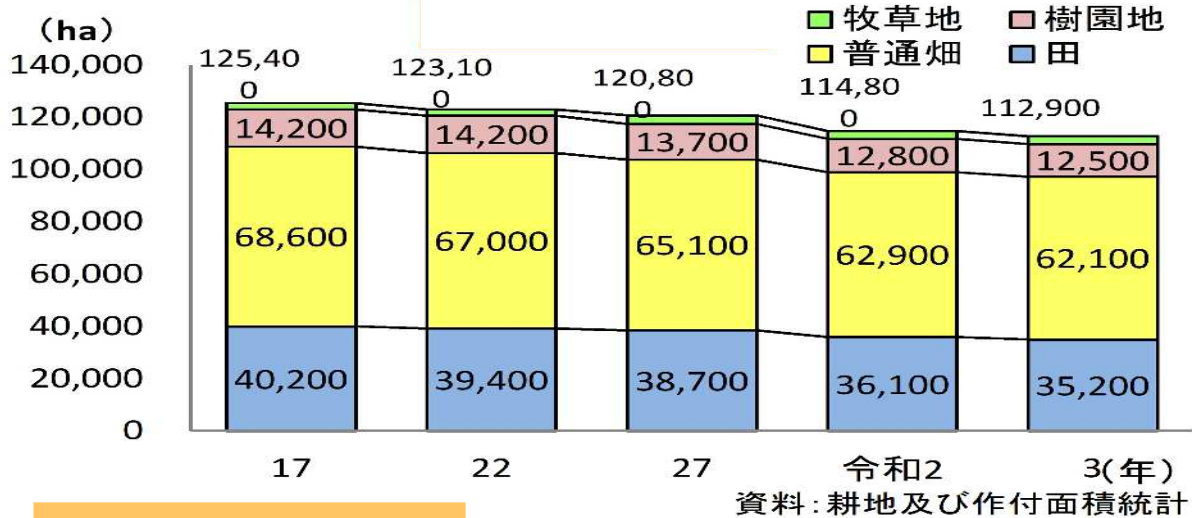


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」  
2045年以降は社人研推計に基づき、まち・ひと・しごと創生本部が推計

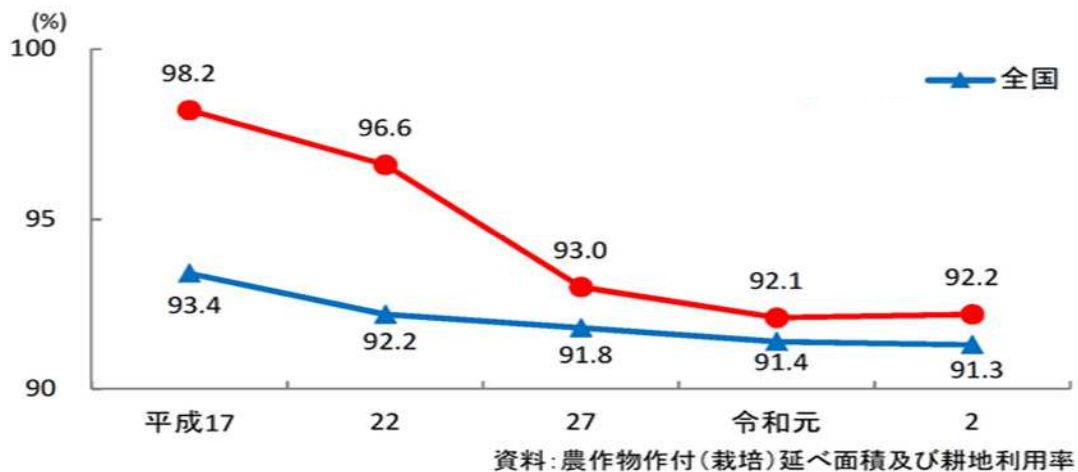


### 3 耕地面積等の推移 『かごしまの農業2022』（抜粋）

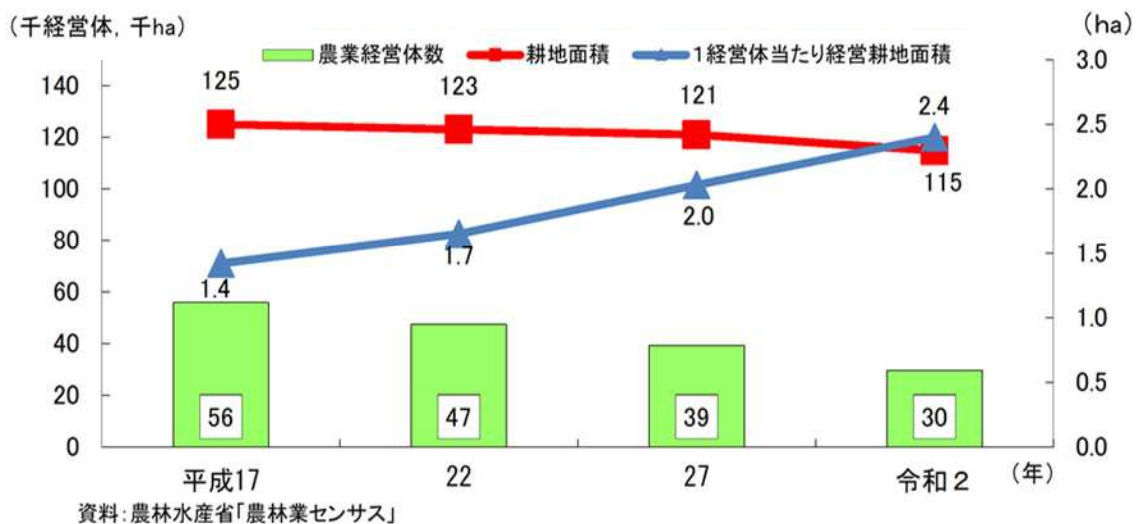
#### 耕地面積の推移



#### 耕地利用率の推移



#### 耕地面積と農業経営体数，1経営体当たり経営耕地面積

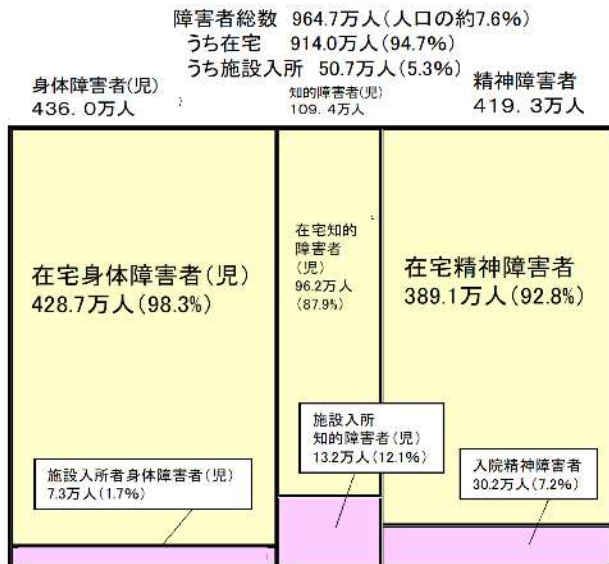


## 4 障害者雇用の状況等

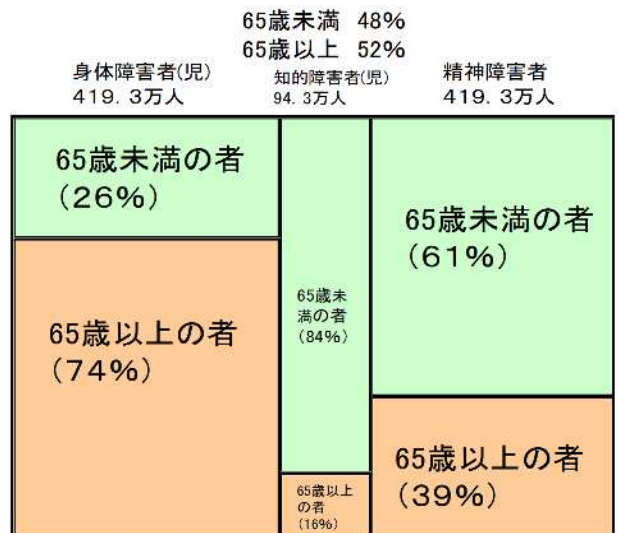
### (1) 障害者の数

- 障害者の総数は964.7万人であり、人口の約7.6%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は419.3万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

#### (在宅・施設別)



#### (年齢別)



- ※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成30年(施設)の調査等、精神障害者数は平成29年の調査による推計。
- ※年齢別の身体障害者(児)、知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。
- ※身体障害者(児)及び知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。
- ※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
- ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
- ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

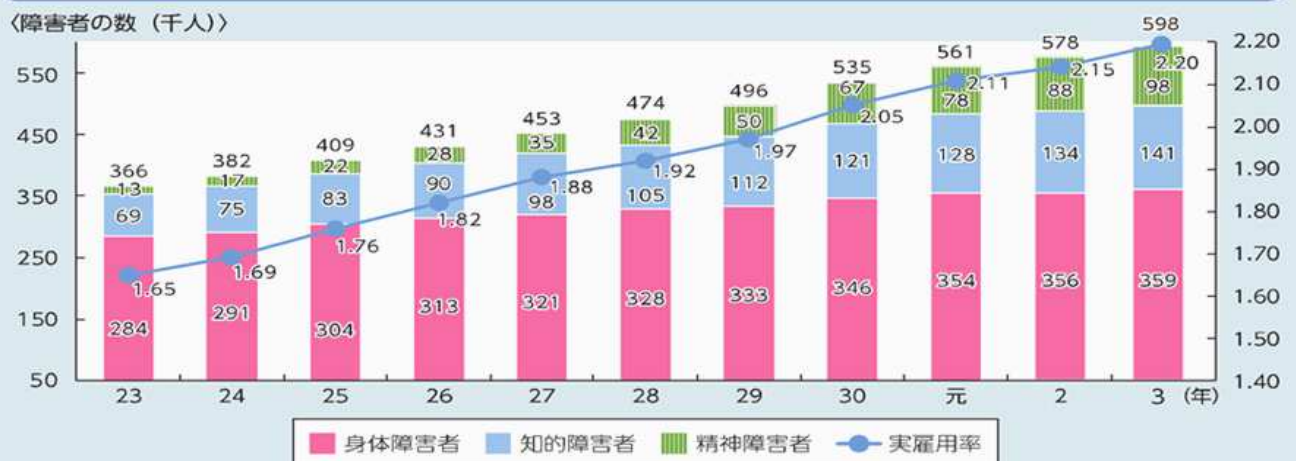
【厚生労働省 令和4年3月28日開催 第25回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料より抜粋】

### (2) 障害者雇用状況の推移

図表3-2-1 民間企業における障害者雇用状況の推移

(令和3年6月1日現在)

- 民間企業の雇用状況  
雇用者数 59.8万人(身体障害者35.9万人、知的障害者14.1万人、精神障害者9.8万人)  
実雇用率 2.20% 法定雇用率達成企業割合 47.0%
- 雇用者数は18年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。



資料：厚生労働省「令和3年障害者雇用状況の集計結果」

【『令和4年版 厚生労働白書』より抜粋】

(3) 工賃（賃金）の実績

令和元年度・令和2年度都道府県別平均賃金  
(就労継続支援A型事業所)

(円/月額)

都道府県	令和元年度	令和2年度
北海道	75,088	77,551
青森県	68,907	67,432
岩手県	81,536	82,534
宮城県	77,626	77,442
秋田県	72,467	72,668
山形県	75,678	78,737
福島県	77,673	76,874
茨城県	83,020	81,457
栃木県	69,690	72,121
群馬県	69,075	72,579
埼玉県	74,687	80,980
千葉県	71,805	76,114
東京都	97,762	97,129
神奈川県	83,380	83,022
新潟県	73,474	73,804
富山県	69,201	70,636
石川県	70,444	69,154
福井県	86,003	87,229
山梨県	70,048	71,487
長野県	87,259	85,414
岐阜県	75,090	79,030
静岡県	79,543	79,552
愛知県	81,150	79,950
三重県	73,471	76,727

都道府県	令和元年度	令和2年度
滋賀県	77,710	84,602
京都府	90,636	88,470
大阪府	82,097	81,743
兵庫県	86,418	84,827
奈良県	70,841	75,354
和歌山県	96,952	92,481
鳥取県	88,412	84,872
島根県	91,513	95,329
岡山県	80,912	81,514
広島県	97,547	95,483
山口県	82,032	81,885
徳島県	72,513	74,225
香川県	79,724	78,063
愛媛県	70,884	71,270
高知県	92,416	89,129
福岡県	76,153	77,300
佐賀県	86,948	85,216
長崎県	90,204	87,258
熊本県	74,291	74,608
大分県	85,367	84,727
宮崎県	65,879	65,927
鹿児島県	73,204	72,322
沖縄県	70,344	71,951
全国平均	78,975	79,625

令和元年度・令和2年度都道府県別平均工賃  
(就労継続支援B型事業所)

(円/月額)

都道府県	令和元年度	令和2年度
北海道	19,079	19,202
青森県	15,172	12,265
岩手県	19,420	19,253
宮城県	17,477	17,247
秋田県	15,402	15,484
山形県	11,828	11,691
福島県	14,926	14,820
茨城県	14,338	14,349
栃木県	17,317	16,405
群馬県	17,629	16,668
埼玉県	15,009	14,006
千葉県	15,215	13,478
東京都	16,154	14,777
神奈川県	15,119	14,517
新潟県	15,083	14,325
富山県	16,748	16,135
石川県	16,867	14,931
福井県	22,043	20,895
山梨県	17,036	16,876
長野県	15,970	15,070
岐阜県	16,486	15,346
静岡県	16,511	15,529
愛知県	16,888	16,822
三重県	16,429	16,608

都道府県	令和元年度	令和2年度
滋賀県	18,517	17,252
京都府	17,195	15,838
大阪府	12,688	12,142
兵庫県	14,632	13,677
奈良県	16,211	16,224
和歌山県	17,265	17,277
鳥取県	19,481	19,203
島根県	20,120	19,201
岡山県	14,843	14,643
広島県	17,168	16,779
山口県	18,915	18,821
徳島県	22,147	21,631
香川県	16,695	16,664
愛媛県	16,517	16,717
高知県	20,005	20,310
福岡県	14,215	13,673
佐賀県	19,260	19,327
長崎県	17,664	17,981
熊本県	15,372	15,062
大分県	17,835	17,924
宮崎県	19,489	19,631
鹿児島県	16,490	17,470
沖縄県	15,956	15,638
全国平均	16,369	15,776

【厚生労働省『令和2年度工賃（賃金）の実績について』より抜粋】



## 5 関係法令

### ●障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）

（一般事業主の雇用義務等）

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章及び第八十一条の二を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対する対象障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある対象障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

### ●障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）

（障害者雇用率）

第九条 法第四十三条第二項に規定する障害者雇用率は、百分の二・三とする。

